

Title	フランスのPacs法成立と象徴闘争としての親密関係の変容
Sub Title	Adoption du Pacs et transformation de la relation intime comme lutte symbolique
Author	佐藤, 典子(Sato, Noriko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2004
Jtitle	哲學 No.112 (2004. 3) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	En France, le Pacs (Pacte Civil de Solidarite) est adopte le 15 novembre 1999. Le Pacs donne quelques protections legales et des droits aux couples concubins sans distinction de disposition sexuelle. Pour les couples heterosexuels, le Pacs apporte certains merites legaux et des obligations moins rigoureuses. Et, pour les couples homosexuels, le Pacs est le premier gain social et legal, car, ils n'avaient aucune chance d' approbation sociale. Mais, les reglements de Pacs sont tres obscurs legalement et les couples "Pacsés" n'ont ni droits d'avoir leurs enfants, ni fidelite conjugale. Done, le mariage legal jusqu'a maintenant est deifie, les couples homosexuels qui ne peuvent pas se marier sont maintenus a une position sociale marquee d'attention. "Pacser" veut dire la naissance des couples legaux, c'est le symbole d' une acquisition sociale. Mais l'existence de ce symbole distingue les gens qui peuvent acquerir les droits ou non. Done, le Pacs est une lutte symbolique, et provoque la domination symbolique.
Notes	特集家族とその社会的な生活世界の探求 論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000112-0003">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000112-0003</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランスの Pacs 法成立と  
象徴闘争としての親密関係の変容

佐 藤 典 子\*

**Adoption du Pacs et transformation de la  
relation intime comme lutte symbolique**

*Noriko Sato*

En France, le Pacs (Pacte Civil de Solidarité) est adopté le 15 novembre 1999. Le Pacs donne quelques protections légales et des droits aux couples concubins sans distinction de disposition sexuelle.

Pour les couples hétérosexuels, le Pacs apporte certains mérites légaux et des obligations moins rigoureuses. Et, pour les couples homosexuels, le Pacs est le premier gain social et légal, car, ils n'avaient aucune chance d'approbation sociale.

Mais, les règlements de Pacs sont très obscurs légalement et les couples "Pacsés" n'ont ni droits d'avoir leurs enfants, ni fidélité conjugale. Donc, le mariage légal jusqu'à maintenant est déifié, les couples homosexuels qui ne peuvent pas se marier sont maintenus à une position sociale marquée d'attention.

"Pacser" veut dire la naissance des couples légaux, c'est le symbole d'une acquisition sociale. Mais l'existence de ce symbole distingue les gens qui peuvent acquérir les droits ou non. Donc, le Pacs est une lutte symbolique, et provoque la domination symbolique.

\* 東京大学医学系研究科 健康科学・看護学専攻 客員研究員

## 序

1999年10月13日、フランス国民議会（下院）は、異性愛カップルだけでなく、同性愛カップルにも同居するカップルに対して社会的地位を認め、相続や税金の支払いなどに対して婚姻に準じる権利を与えることを盛り込んだ「連帯の市民契約 (Pacte Civil de Solidarité)」法案を賛成 315 票、反対 249 票で可決した<sup>i</sup>（公布は 1999年11月15日、したがって 1999年11月15日法ともいう、以下パクス）。これを受けて、法学者、社会学者だけでなく、多くの研究者、市民によって、近代家族の崩壊かあるいは新しい家族の誕生かと騒がれた。とくに、ヨーロッパのほかの国では、同様の法律がすでに成立しているが、カトリックの国でこのような法律ができたことは、この法そのもののインパクトだけでなく、宗教的な意味で二重に画期的であった。

パクスは、内縁関係を規定する法律として制定されたが、この法律が望まれたことは、すでに、結婚や家族の定義があいまいになってきていた背景があったからである。家族の法社会学・政治学者のジャック・コマイユも「先進産業社会では、この十年間にわたしたちがひろく家族と呼んでいる個人の私的世界のさまざまなもちかたやその機能に関して重大な変容を経験している」[コマイユ 2002: 2] と述べている。しかし、司法大臣は、「パクスを婚姻と比べてはならない。これは婚姻の「複写」「代替」「代用」ではない。根本的に異なるものである」「パクスは、家族法とは別個のものである」[林瑞枝 1999: 69-70] として、従来の家族を脅かさないことを強調している。法律上は、パクスは家族ではない。であるから、婚姻において形成される家族を脅かすものではない。それゆえ、法律上は、家族の問題の中でパクスを論じることは間違っているといわれるかもしれない。しかし、実質的にはいかなるものなのであろうか。

法律上、パクス制定以前の「内縁関係」も、婚姻関係ではなかったので

あるが、すでに、異性愛内縁関係に関する問題において婚姻とほぼ同様の判例が存在していたり、内縁関係であっても、当事者がその関係を「家族」と呼ぶなど、民法典に書かれている婚姻を中心にした家族観は希薄であった。また、パクスが法的には民法上の婚姻カップルと異なるといっても、当人たち、とくに、現行の民法では婚姻できない同性愛カップルにとって、その結合は家族ではないのか。少なくとも、婚姻の目的が法の規定する「男女が同居し、家族・家庭の創設を目的とする正当な結合 (union légitime), および、それによって取得する法的地位」であるなら、そうした家族を形成するための親密な関係はパクスを結ぼうとしている、あるいは結んでいるカップルにも共通する親密性であると言えるであろう。ジョスパン首相は、2000年6月15日の政府閣僚、国会議員、民間団体などを集めて恒例の「家族会議」を開いたが、2001年に向けての家族政策の基本姿勢は、「くさまざまな家族」へ家族政策は向けられるのであって「ある一つの家族」へ向けられるのではない」[丸山茂 2001: 199] と述べていた。ジョスパンの政策は、いわゆる婚姻だけが家族を形成するのではないということを暗に示している。つまり、家族に限定されない親密関係も存在し、それらは当然のことながら常に変容しているのである。ギデنزは、「親密な関係性の変容は、近代の諸制度全体を崩壊させるような影響力をもまた、おそらくもちうる。なぜなら、経済成長を最大限に求めることによって代り、情緒的な満足感の獲得が重きをなしていく社会は、われわれが今日承知している社会とは相当異なったものになりうるからである」[ギデنز 1992=95: 14]。このような変化の中で、本稿では、家族や結婚だけでなく、それから派生するような関係や従来の考え方にそぐわないようなあいまいな関係、そこから拡大した関係などを含めて「親密関係」として括って見ていきたいと思う。

また、婚姻を望みながら叶わない同性愛カップル、あるいは諸事情ゆえにまた戦略的に婚姻を選ばない異性愛カップル、性愛に基づかない非カッ

プルなど多くの者がパクスを選択したが、彼らがパクスという新しい法によって得られる社会的なものは何であるのか。ブルデューの「象徴闘争 (lutte symbolique)」[ブルデュー 1979=1990: 364] という概念を導入することによってパクス選択者が、象徴闘争と呼ばれる戦略的行為つまり他者の評価や知覚を変えようとする企みによって何をしようとしたか、あるいは得たのかということについて考察したいと思う。

## I. フランスの家族に関する法と歴史的背景

### 1. 家族の現状

#### ①フランスの婚姻事情

親密な関係といって、最も多く挙げられるのは家族であろう。その家族を形成するための婚姻をデータで見るとどのようなになっているであろうか。フランスは、歴史的にみて婚姻率も離婚率も常に低いといわれてきた。近年のデータを挙げると、人口千対で見ると婚姻率が4.8 (99年) に対し離婚率が2.0 (97年) となっている。他国は、たとえば、日本は、婚姻率6.4 (00年) に対し2.10 (00年)、ドイツは、婚姻率5.2 (99年) に対し離婚率2.3 (97年)、イタリアは、婚姻率4.8 (99年) に対し離婚率0.6 (98年)、アメリカは、婚姻率8.9 (97年) に対し離婚率4.34 (97年) である<sup>ii</sup>。婚姻率の推移を見てもこの50年間、フランスは常に低く、また、離婚率も1980年代から0.2%で落ち着いている [小檜山ルイ 2001: 4-13]。人々の意識の中でもフランスでは、「しなくてもよい」が54%、「しないほうがよい」が5%であり、結婚否定派が59%占めており、人々の婚姻に対する意識が実際のデータに反映している。

#### ②内縁=事実婚の傾向

##### (1) 内縁の実態

一方で、親密な関係を構築する上で、法律婚の少なさと裏腹に法律に規

定されない内縁関係が一定数を占めてきた。これまで法律的な「婚姻 (marriage マリアージュ)」<sup>iii</sup> に対する概念として使われてきた事実婚を示す語には、「自由結合 (union libre ユニオン・リーブル)」、「内縁関係、同棲 (concubinage コンキュービナーージュ)」、「同棲、同居 (cohabitation コアビタシオン)」などがある。内縁カップルは、1968年から比べると2001年には約8倍に増え、250万人にもものぼる。また、カップル総数に対して1968年では、2.9%であったのが、2001年では、16%を占めるようになった。中でも、35歳未満の若い世代を中心に内縁を選択していることがわかる<sup>iv</sup>。

そして、1968年の改正によって女性の権利が擁護されると、生きるための戦略として法律婚を選ぶ、あるいは選ばなくてはいけないという事態が減少していき、むしろ対等なパートナーとして従来の結婚の枠にとられない内縁を選択したことも増加の原因として考えられる。内縁関係者を職業階層で見ると、男性では、20-24歳の無職の者が68.8%と最も多く、女性では、25-29歳の仕事を持つ者が54.5%を占め [二宮周平 1988: 972]、女性の自立が法律婚と結びつかない実態を示している。

さらに、内縁関係の増加は、結婚できる年齢に達したから、パートナーができたからといった理由で簡単には法律婚に踏み切らないという人々の考え方を反映していると思われる。特に、今日では、「結婚前の予行演習としての従来型の内縁関係とともに、法的な結婚に至らない継続型の内縁関係の増加」 [犬伏由子 2000: 205] が目に付くようになった。

また、LAT (Living Apart Together) と呼ばれる別居カップルについても述べておきたい。彼らは、今日では、「非婚カップルの7%を占める」 [浅野素女 1995: 34] といわれる。彼らは、同居することで煩雑な家事などに追われることなく、二人の「関係性」に重きを置いているのだとして、別居しながらもカップル関係を維持するメリットについて主張する。

こうした婚姻率の低さと内縁の増加は、いわゆる法的な結婚によって家

族を形成しなくても、親密な関係は形成したいと人々が考えているということを示していると同時に、婚姻の価値の相対的な低下を表しているといえよう。

## (2) 従来の内縁関係の問題

内縁関係の場合、問題は、異性愛カップルと同性愛カップルによって全く逆になってたち現れる。パクス制定以前の内縁関係について述べたジェスタットの論を中心にパクス以前の内縁について考察したい。

### ア) 異性愛内縁カップル

第一に、異性愛内縁カップルは、従来の「内縁関係」であり、『フランス法辞典』によれば、「妻がいる場合の蓄妾」であり、「両者の間では婚姻関係がない男女による事実的な共同生活関係」[山口俊夫 2002: 103]である。彼らは、諸事情で婚姻関係を結べない場合もあるが、婚姻の恩典を求めながら婚姻の不都合を拒否すると考えられることがある。婚姻の本質とは、それらがなくては婚姻が成り立たないもの、つまり、「金銭的救護義務」や「貞操義務」であるが、それらは時に恩典であり、時に不都合になる。また、婚姻には、第二義的な権利である税制的恩典が存在するが、異性愛の内縁カップルは上記のような婚姻の本質的な効果を求めず、この第二義的な恩典だけを求めるというのである。しかし、本質を求めるとすれば、異性愛カップルであれば結婚すれば問題は解決する [ジェスタット 2000: 98-99]。

### イ) 同性愛内縁カップル

次に、同性愛カップルであるが、その問題は、婚姻を望んでいるのに婚姻できないということである。つまり、上記のような婚姻の本質と「法的地位」を欲するけれども、共和国の婚姻という制度の前では、異性でなけ

れば婚姻関係になれないのである。同性愛カップルにとってパクスは法として不十分であるけれども「ないよりまし」なのであり、その求める究極は、異性愛カップルと同じような婚姻できる自由であり、同性愛カップルの結合の社会的受容と公認なのである。

#### ウ) 内縁に対する法解釈と判例

内縁は、婚姻のような「貞操、同居、物質的援助、生活費用分担」などの義務はない。内縁関係の解消は、すなわち自由であった。しかし、「いかなる法的価値・効果も認められないのが原則であるが、外見性（ことに顕著な内縁関係）、安定性、関係期間、および（時として）悲姦通性をも熟慮して例外的に若干の利益措置がとられる」[同：103-4] など、異性愛内縁カップルは、内縁関係にありながら、事実上、不倫関係でないケースには婚姻と同様の権利を得ることがある。たとえば、内縁配偶者が死亡したとき、生存内縁配偶者には相続権は発生しないものの、故人によって1年以上貸借された家であれば住み続けることができるし、事故で死亡した場合、相手に損害賠償を請求することもできる。このように、内縁の事実が認められるカップルには、これまでさまざまな恩典が施されてきた。それでは、内縁は、法律ではどのように解釈され、また、どのような判例が存在していたのであろうか。ジェスタッツの説明によれば、たとえば、法律は、社会保険の被保険者の資格を被保険者の配偶者および「内縁配偶者」に認めている。そして法律では、「内縁」あるいは「内縁配偶者」とし、「性別」条項はつけられていない。そこで同性愛カップルが異性愛カップルと同様の「実質的な内縁関係にある」としてこの恩典を享受することを求める。もちろん、異性であることは、「婚姻」の要件であり、「内縁」についてではない。しかし、こうした立論は、裁判所が、「立法者意思」つまり、法律の草案者が想定したのは、異性カップルだけであったことを理由に斥けられる。このような法律と実施レベルの差があったことか



ら、パクスが制定されることによって初めて、同性愛カップルは内縁関係を法的に認められたと言えるのである。

### ③親子関係の変化

親密関係のさまざまな選択肢の存在は、当然のことながら子と親との関係にも変化をもたらした。法律婚と内縁との比較において、法律婚を選択する理由は、非嫡出子（自然子）への差別であると論じられてきたが、2001年12月3日法で非嫡出子の相続分差別が撤廃され、両者が同等の権利を持ったことで、妊娠や出産などのできごとが内縁を法的な結婚に向かわせる原動力とは必ずしもなくなってきた。実際、96年の統計では、婚外出産が全出産の39%を占め、そのうち、第一子の誕生総数では53%、第二子では29%、第三子以降では、20%をそれぞれ占めるようになった〔日本労働研機構欧州事務所 2003: 14〕。このような変化は、「婚姻してそれによって生殖が行われる」という考え方が形骸化していることを示している。

## 2. 家族法の歴史

### ①近代家族の誕生

フランス民法は、世界最初の市民法典として革命時の人権宣言の趣旨に沿って1804年に制定されたが、家族法は、父権的で正当家族の維持、存続に重点をおくなど法内容は、革命の理念からは程遠いものであった〔仁平先麿 1984: 51〕。序で述べたようなジョスピンの〈ある一つの家族〉という見方は、「『制度』的に家族であり、社会的に承認された特定の家族形態を正統なものとする考え方であり、それ以外の関係を逸脱とみなすものである」〔丸山茂 前掲書: 200-1〕。ゆえに、家族は、異性間でなければならない、社会的承認が必要であり、その中で生まれた子どもだけが正統な子どもであり、離婚は原則として認められない。このような法の中の規

定にあるのが近代家族であり、ここからはみ出るものは社会的病理だったのである。そして「法は家族を軍隊の単位とほとんど同じ発想で組織していた。すなわち、そこでは団体的な結束が個々人の利益よりも尊重され、強力な権威を持つリーダーをいただいたヒエラルヒー構造がとられていた。そして個々人の状況はほとんど顧慮されなかったのである [ベナバン 2003: 71]。

## ②家族の権威原則の消失——失墜した家父長制

家族というのは集団の一つであり、すべての集団生活は、何らかの権威を必要とするが、今日では、もはや権威は、かつて組織化されていたようには受け入れられないと言われている。エレヌ・プワヴェールクレールは、「伝統的には、〈外的な裁き〉(法)と〈内的な裁き〉(道徳)が対置されていたが、道徳は消え去ったため、他の規範が必要となった」[エレヌ・プワヴェールクレール 2003: 64]として、従来の家父長的なあり方について言及する。「夫の権威も父の権威も、かつては圧倒的であった。夫が許したときに妻は働いた。夫婦の住まいは家長が、つまりこの場合、夫、父が定める場所に設定された。子どもについては、子は父権に従った」ため「権威が存在したので、生活は単純だった」[同]。

しかし、1960年代から始まる一連の男女平等の要請によって、法律上、上記のような不平等は過去の遺物となり、また、避妊権を手に入れて自立的に生殖が可能となった。さらに、「血縁上の真実のアクセス」[同: 65]は、嫡出推定など法律の規定を意味のないものにした。父は法ではなく「今日では科学が指示するもの」[同: 66]なのである。

離婚については、現在も婚姻不解消の原則があり、終了を決定するのは、裁判所であり、裁判所によって定められた有責性の原因がなければならぬ。そのため、大変な時間と労力を必要とされる。今後は、有責離婚を廃止し、破綻離婚を導入し、一方的な婚姻解消を可能にするように求め

られているが、これに関してはさまざまな議論がある。

### ③複合家族の出現

離婚の手続きが非常に煩瑣であるとはいえ、離婚する者は存在する。離婚や内縁関係の解消によって破綻した親密関係は、また別のパートナーとの再婚や内縁関係の形成によって新たな親密関係を作り出す。そして、それぞれの親密関係が崩壊したとしても子と親の関係は保たれる。こうして、離婚や再婚、また内縁の繰り返しによって登場してきたのが、複合家族と呼ばれる形態である。これは、子どもを連れて離婚、再婚（内縁関係を含め）を繰り返すうちに、家族集団が大きくなっていったものであるが、婚外子の差別がなくなったこととも関係があるのではないだろうか。また、女性自身が自立的に受胎調整できるようになったこともこのような家族の出現を可能としたといえる。家父長制の下では考えられなかったあり方に違いない。このように、従来の「ある一つの家族」だけが正統であった時代はすでに終焉している。

## II. Pacs とは

### 1. パクス制定

これまで、法的にも表面的にも異性愛カップルの親密関係ばかり注目されてきたが、「同性愛カップルにも権利を」というスローガンの下にデモやパレードなどを通して異性愛カップルが婚姻によって受けられる恩恵を同性愛カップルも享受できるようにと運動が行われた結果の一つがパクス制定であった。制定にいたるまでは長い道のりがあったのであるが、その経過とパクス自体の法律的な定義を見ていきたいと思う。

#### ①パクス前史

パクス法には、10年余りの前史があるといわれている。パクス法の起

源をどこに置くかは、さまざまであるが、たとえば「18歳未満の同性間性行為を禁止する（異性間では15歳以上なら適法であった）」1982年8月の刑法331条2項の撤廃を起源と考える場合がある。同性愛者の人権を保護し、自由な行動を保護するという点では、これを第一歩と考えることができるであろう。また、エイズ禍によってパートナーの存在を失った同性愛者が「死亡者の家族から疎外される、葬式ができない、（パートナーの一方が契約していたため）住居から追い出される、（共有財産であっても）相続が出来ない等々さまざまな事態が明るみに出た」[林瑞枝前掲書：75-76]ため、同性愛カップルの同棲が問題となったことを発端と考えることもできるであろう。さらに、よりパクスの実質的な内容に近いものとして、二つの破毀院（破毀院は、民事が1-3部、刑事部、社会部の5部からなる）判決(D. 1986. 2. 380)が挙げられる。一つは、社会保障制度の適用にかかわるものであるが、エールフランス社の職員家族に対する同社航空機利用の便宜にかかわるものであり、規則の定める便宜を享受できる「自由結合関係にある配偶者」つまり、内縁関係が存在するパートナーに同性愛カップルのパートナーが含まれるか争われたもの、二つ目は、疾病・出産保険適用に関する1978年1月2日法にいう「夫婦同様の生活」に同性愛カップルの共同生活が含まれるかが争われ、いずれのケースについてもそれらの適用は「異性のカップルに限られ、同性のカップルには及ばない」という立場が示された[二宮周平 1988: 114-5]<sup>v</sup>が、こうした内縁関係における同性、異性の差という問題を解決することも見込んでパクスの制定は考えられてきた。

## ②パクス制定までの経過

国会でのパクスの審議には、120時間以上かかったといわれているが、欧州では、すでに、同様の権利がデンマーク（89年）で認められており、フランスは、同様の法律の制定ではノルウェー（93年）、スウェーデン

(94年), オランダ(98年)に続く。生殖につながらない性行為を禁じるカトリック教会や右派の議員は、「家族制度が崩壊する」などとして反対している。この法案は、1997年の総選挙で「ゲイ・カップルに市民権を」という要求に社会党がこたえ、これを公約としたことから始まり、社会党など左派の議員が前年に提案したものである。98年の10月9日には法案提出者である連立与党の出席者が野党右派のそれを下回ったため、下院で受理されなかった。与党内ですらパクスに対する理解が十分でなかったためであると思われる<sup>vi</sup>。

## 2. パクス法とは

### ①法的な定義

法案の内容やまたパクスという名称が決定するまでにさまざまな議論のあったパクスであるが、最終的にはパクスとは、「性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で共同生活<sup>vii</sup>を営むために交わされる契約である」と決められた。裁判所で「カップル関係にある」と署名すると両者は、民法上、独身者扱いではなく、結婚に準じた扱いを受ける。ただし、パクスによる権利は、締結した二人の関係の間だけに限定される。たとえば、パクスカップルとしての養子は認められない。また、パクスを締結できない者の規定は、尊属、卑属、兄弟姉妹の関係にある者、現在、パクスを結んでいる者である。パクスを結んだ両者に与えられる法的な権利は以下の3つにまとめられる<sup>viii</sup>。

1. 相続税、贈与税の控除が認められる。
2. 締結後、3年後には、税の共同申告もできる。
3. 共働きの公務員の場合、一方が遠隔地に転勤させられる不都合が少なくなる。

ただし、「結婚に準じる」のであるから相続税については結婚に比べ控除率が少ないなどという点があるものの社会保障が法律婚の場合と同様に認められることがある。たとえば、国営鉄道の家族割引や企業の福利厚生施設の利用もできるなどの得点が挙げられる。しかし、パクスは、あくまでも結んだ当事者二人だけに帰すものであるからパクスカップル間の子供は、たとえ、血のつながりがあっても非嫡出子となり、パクスの恩恵にはあずかれないのである。

### ②法的なあいまいさ

いわば、従来の内縁関係を法として規定したパクスであるが、貞操義務、同居義務がなく、相互扶助義務規定も援助の性質、範囲があいまいであり [林瑞枝 2000: 65]、違反に対する罰則も存在していない。そして、婚姻には無関係の契約であるという点において、パクスにおいては、双方の合意に基づいて終了させることができるだけでなく、一方的な意思表示による解消が可能である（相手方に通知後3ヶ月経過することによって終了可能）。さらに、パクスを締結していても、貞操義務はないのであるから、たとえば、婚姻が妨げられることはない（もちろん、婚姻することによってパクスは解消されるのであるが）。また、「従来の破毀院判例によって、内縁関係ならびにその関連の諸権利は、異性の者の間のみ適用あるものとされていたが、以後、一定の安定性と継続性をもってカップルをなしている同性の者の間にも認められることになった」 [山口俊夫 2002: 412] というのであるが、「一定の安定性と継続性」に該当するのはいかなる状態のカップルであるのか、また、「財産条項についての不分割の推定」 [林 前掲書: 65] という点も不明確のままである。

### ③「内縁」の規定

特筆すべきは、パクスと同時に「内縁」の定義が定められたことであ

る。「内縁は、カップルとして生活する異性または同性の二人の人の間の、安定しかつ継続した性質をもつ共同生活によって特徴づけられる事実結合である」(五一五-八条) [林瑞枝 前掲書: 62] と記されている。しかし、そもそも内縁は、すなわち「自由結合」であり、その名の通り、「自由」であったはずのものである。ところが、法的な規定がないものの、法による保護を内縁関係者たちが求めたことにより判例などの積み重ねで次第に法として規定されるべく、形作られていったと言えよう。

#### ④パクスの定着

さまざまな議論はあるものの、パクスは一体どの程度の人々の間で結ばれているのであろうか。たとえば、2000年の一年間でパクスを結んだのは、約3万人で婚姻数は、約30万件といわれている。そのうち、同性愛カップルの数がどの程度含まれているのかは、カップルの性別情報の公開は禁止されているので不明である。おそらくパリを中心に多く存在し、保守的な地方では少ないのではないかとされている。とはいえ、パクスがフランス社会に浸透していないかといえ、そのようなことはなく、「パクスする」という動詞ができていくくらいで (Pacser)、新聞に公告が載ることも少なくないといわれている。

### 3. パクスの法的な評価

それでは、パクスは法の現場ではどのように評価されているのであろうか。パクスについて書かれた文献は少なくないが、法学系のものでは、現場の弁護士によるものなどが多く、法学者の手によるものでしかもパクスに賛成の意を示しているものはほとんどないといわれている。右派のサビーヌ・マゾー＝ルブヌールは、「個人主義と家族法」と題した日本での講演で、「家族と個人主義、この2つの概念は、そもそも相性の良いものではない」とし、「辞書によれば個人主義は『利己主義』と定義されてい

るように、一般利益に反しても、個人が固有の利益を追及しても『私生活の尊重』が引き合いに出されてこのような態度に制裁を加えるべきではないといわれる」。そのため、「法は習俗に、たとえ極端に個人主義的な習俗であっても、それに従うべき」であるかのような「利己主義的個人主義が優勢になりつつある」ことを懸念している [サビーヌ・マゾー＝ルブヌール 2001: 79]。

### ①内縁関係を立法化する必要があるのか

また、このようなルブヌールの意見ばかりではないものの、法として非常にあいまいな点があり、何のために誰のために法律が存在するのかということについて疑問を投げかけている研究者も存在する。穏健左派といわれる前述のジェスタッツでさえも、法案成立直前に日本で講演（1999年3月25日）し、異性愛と同性愛の内縁関係を一様に立法化することに反対の立場を示し、「内縁を立法化するべきか」と題し、否定的な見解を示している。ジェスタッツの公演内容を要約すると、「1970年以降広まった『内縁』は、今日では異性愛カップルの20%を占め、カップル関係を解消する際、両者の子供についてまた共有財産について争うことが多くなり、立法化が求められている。一方、これまで『日陰の身』であった同性愛カップルについても年金や財産について同様の権利の要求が行われるようになったが、政府は、政治的な理由から両者を混ぜ合わせた解決を選択し、全てのカップルについて立法化するふりをしているが、その法案は、同性愛者だけに関係するものである」としている。また、現実の問題として、政治的な理由で内縁の法制化が進むことを危惧する<sup>ix</sup>。

「内縁を立法化する必要があるか」という問いに対して「必要があるが、特に、内縁終了後に問題が生じていることを考えると、内縁終了後を規律することからはじめるべきだ」とし、「同性愛の結合を本当に公認するための立法」と「あらゆる内縁終了後を規定する法」を分ける必要性を説



く。さらに、パクスは「相互の約束の上に成立する本当の婚姻と自由の上に成立する本当の内縁の間に存在する第三番目の型であり、約束にも、自由にも立脚していない」としてパクスの矛盾した立法を非難している [ジェスタツ 2000: 98-103]。つまり、パクスは婚姻のような「貞操義務」もなく、といて、従来の「内縁」のように全く自由であるとはいえないからである。それゆえ、反対の理由は、パクスの性格が法として非常にあいまいであることにつきると言えるであろう。とはいえ、立法が不適當であったかどうかは、一言ではいえない。同性愛カップルか異性愛カップルかはともかく、前述のように一定の利用者がいることは確かであるし、法学的な見解と実務レベルの問題とを比較して成否を問うことはできないからである。

## ②カップルが子を持つことの可能性

パクスは、当事者間の契約であるからそこから派生する親子関係には無縁である。そして、パクスにはいかなる貞操義務もないのであるから父子推定も機能しない。同性であれ、異性であれ、生殖を許されないという点で婚姻と一線を画するのである。法のくくりの中に入るものは、法の秩序によって序列化されるからである。パクスにおける子の規定は、「親の権利・義務に関する現行の規定が子の権利をすでに保護している」し、また人工生殖の場合は、「現行法（生殖年齢の男女のカップル、非婚カップルの場合は二年経過後）が適用される」[林瑞枝 前掲書: 65]。つまり、同性愛カップルには、子を持つことが認められていないのである。同性愛者がカップルになることを認めるパクスにおける子持ちの否認は出産可能性のある異性愛カップルの地位を高め、その優位を定着させることとなるであろう。

#### 4. 社会的な意義の検証

パクスによって異性愛カップルは三つの同性愛カップルは二つの選択肢を得たことになる。それぞれの場合について見ていきたい。パクス制定の前史を見てみると、パクスの目的は、同性愛カップルの保護であると思われるので、まず同性愛カップルとパクスの関係について考える。

##### ①同性愛カップルについて

##### (1) 同性愛者個人に対する差別

そもそも同性愛カップルに対する差別以前にフランスには同性愛者に対する差別が公然と存在していた。それは、ミッテランが共和国大統領になる 1981 年まで存在し、公務員や賃借人への規定が同性愛者を差別していた。こうした差別を全て撤廃し、性的な成年を性的傾向（つまり異性愛か同性愛か）によって差別することが禁止されると、それ以来、社会的には、同性愛者が差別されることはなくなったのだが、それは、個人に対してであり、同性愛者がカップルになった場合には、異性愛のカップルが内縁においてさえ享受できる権利は与えられなかった。

##### (2) 同性愛カップルに対するまなざし

こうして 80 年代以降の差別廃止の流れを受けながらも、同性愛カップルに対する差別は容易になくならなかった。従来の異性愛を中心としたカップルだけではなく、同性愛のカップルも公的に容認するということに対して、さまざまな反対があった。「パクスに関して議会が本格的な審議に入ると、教会関係者や『文化の未来』などの保守派団体から一斉攻撃が始まった。ジョスパン首相のもとには『乱交にライセンスを発行する気か』、『平和な市民生活は野蛮な生活様式によって引き裂かれてしまう』と書かれた約 6 万枚のはがきが舞い込み」[松尾寿子 2000: 179]、1998 年 3 月「共和主義に基づく婚姻を支持するフランス市長連合」は、超党派の

団体として 1850 人の参加者を集めてパクス反対を表明した。

### (3) 同性愛カップルは家族か

同性愛者の運動は、パクスというひとつの成果をもたらした。その効果がいかなるものであれ、法律上は大きな変革であった。しかし、ブルデューが危惧するように、それは、「不可視から可視に移行するために、排除され、不可視化されないようにと戦わなければならなかった同性愛者たちが、支配的な規範に服従することによって再び不可視となること、生彩を欠いた無力な存在になるかのごとく、ことは進行している」[Bourdieu 1998: 132]。そして、被支配者側の同性愛者が婚姻の権利を求めることは、支配者のドクサによって作られた婚姻という普遍的なものに立ち戻るよう求められることなのである。

こうした関係は、象徴的支配、つまり被支配者が支配者の視点を内面化することで容易となる支配によって次第に受容される。つまり、低空飛行でも飛行しているのだから良いというあきらめによってこの制度の不十分さを、制度の恩恵にあずかるべき人が正当化してしまうのである。

これまで法の制度外にあった同性愛カップルを法的に容認するという今回のこの制度は、同性愛カップルが社会に容認されたことであると同時に、このように可視化されたことによってゲイのカップルを社会が認めるとすればこの程度であるという限界レベルを明らかにしてしまったということにもなる。

### ②異性愛カップルとパクス

同性愛カップルの場合、パクスを結ぶことに社会的なメリットは確かにあるのだが、異性愛カップルにとって、社会的メリットを得たいという動機でカップル関係を社会に承認してもらうのであれば、結婚という選択肢もあり、自由を得ながらカップルを続けたいのであれば、何もしなければ

良い。場合によっては、何もしなくても内縁関係が認められれば、婚姻関係に次ぐさまざまな権利を得られることが判例から分かっているからである。実際、筆者の知人の異性愛カップルは、パクスを結ぼうとして、公証人に「パクスは無駄 (inutile) だ。子供を持ったとしても今のところ、子供に権利が与えられないのでパクスしてもしなくても同じなのだからだ」といわれたそうである。

### ③偽装パクス

パクスがさまざまな恩典を与えるということによって、さまざまな事情のカップルとくに、同性愛カップルにとっては、共有財産を守るための緊急避難的な処置の選択として考えられることもあるであろうし、「税法を潜脱する」[ジェスタツツ Ibid: 101] ための手段にもなるであろう。また、一緒に暮らすことが家族という大前提がフランス社会にあるので、転勤のある職に就くカップルは、パクスを結んでいるという理由で転勤を免除される。このシステムを逆手にとって、転勤を回避することだけを目的にその地域で偽装的にパクスを結ぶということもあるといわれている [丸山茂 2003: 160-161]。こうした利用は、パクスの制定目的から離れているのであるが、前述の LAT が増加しているといっても、家族は一緒に住むことで家族であるという認識は社会全体では希薄になっていないという証左なのである。

### ④「友情以上結婚未満」カップルのケース

松尾によれば、異性に限定した内縁カップルのみを認めていた時代には考えられないパートナーシップも現れ、彼らもパクスを結んだという。イザベル (53) とジャン (72) は、5年前から同居していたが、「私たちはこれまで自分たちの関係を事実婚や法律婚へ繋げることにためらいがありました。もちろん、お互いが強い愛情で結ばれていることは認めます。でもそ

の愛情は、決してロマンティック・ラブではなく、それよりも互いを尊敬し合う気持ちや労わり合う気持ち……、ええ、そうですね、強い友情関係のほうが勝っているのです。私たちは、神の前で愛を宣誓する従来の結婚には当てはまらないカップルですが、それでも互いを大切に思い、必要としていることは確かなのです」[松尾寿子 前掲書: 178] というイザベルのインタビューを紹介している。松尾は、イザベルのことを「敬虔なクリスチャン」と紹介してさらにこのケースを「同棲」ではなく、「同居」と紹介し、「他人には理解しがたい同居の理由」と記していることから、推測の域に過ぎないが、彼らが、異性同士としてのいわゆる「性愛関係」にあるのではなく、イザベルの言うような「強い友情関係」にある者同士としてパクスを結んだことも考えられる。他に身寄りのないジャンは、自分の持ち家を譲りたいと考えているそうだが、パクスを結ぶことによってそれは可能になる。

パクスという選択肢には、もともと自由であるはずの内縁を法的に承認させる一つの形（パクスとは別に内縁の規定があるので）であるからこれを選ぶというプラティックには、何らかの戦略があるはずである。パクスを通して法的な権利が得られることはもちろんであるが、パクスを結んだということが象徴作用の面で何らかの社会的な獲得をもたらすと考えられる。そこで、次に、パクスに向かわせる力がどのようなものであるか、また、パクスに向かう人々の生き方について考察したい。

### III. 象徴闘争としてのパクス

これまで、従来の家族のあり方とパクスについて見てきたが、こうした親密関係の変化をどのように評価すればよいのか、いくつかの点から考えたいと思う。第一に一連の、婚姻や内縁をめぐる変化は社会的にいかなるものであるのか。次に、「新たな連帯」と「昔からの連帯」の関係を、そしてパクス法が真っ先に対象として考えていた同性愛者カップルにとって

パクスはいかなるものであるのか。さらに、対幻想としてのパクス、最後は、パクス制度をめぐる戦略的側面、つまり象徴闘争の側面についてパクスと親密関係の変容について考察する。

## 1. 親密関係の再政治化

### ①「個人的なことは政治的なこと」であるか

今日、家族法においてレギュレーションソシアルつまり事実主義的態度によって「自生的な人々の欲求を承認しながら調整する」[丸山茂 2001: 206]方法がとられている。柔軟的な規範の解釈は、人々に恩恵をもたらす反面、法で規制されて当然であった規範に解釈の余地を生じさせる。たとえば、「子どもの利益」の名のもとに国家の介入は拡大している。個々の多様化を容認するとはいえ、その中には、あいまいではあるものの、確実に何らかの標準形という雛形が存在している。個人主義を容認すると言いつつもしかしそれには限度がある。それゆえ、実際には、個人主義といって突き放したり、法的な規範として私生活を干渉したりする両面が存在するのだ。

たとえば、内縁関係について法的制度はないのにもかかわらず、保護の名のもとに「破毀院は自由度を緩和する方向で内縁について判例を積み上げてきた」[林瑞枝 前掲書: 63]のだが、この事実はいったい何を意味するのであろうか。

国が、さまざまな背景をもつ国民全てを保護することなどできない以上、たとえ、いくら自由度を緩和しても法で決定されれば自由であるとはいえなくなる。個人が国家に依存する形で脆弱になれば、国家の義務は増大するが、国家にゆだねられる権力は増大する。こうして、個人に合わせ、個人の義務を肩代わりする形で実は、個人の自由を奪ってきたのである。しかし、自由を奪った国が、支配的なモデルを再び獲得したとも言い切れないのが現状である。一方、個人が法のお墨付きを得ることで積み上

げてきた「自由」は、新たな権力を生み、その枠に入らない者を差別することになる。

## ②家族制度と「連帯 (Solidarité)」

次に、連帯について考えてみたいと思う。フランスでは、「社会的連帯」という語がよく用いられるが、パクスという語の中に含まれる「連帯」という概念は、新しい親密関係、それも法で規定される親密関係の中に取り込まれることによって、連帯の新たな側面を打ち出したと同時に、従来の連帯の概念をパクスが所有していることを示すのではないかと思われる。山口は、『日本とフランスの家族観』の中で「ひとに関する現代法の特徴の一つは、一方では、人びとと社会集団の間の『連帯性』をますます強める必要を示し、そしてこの必要性は、家族法においては、とくにその数を絶えず増やし続けている高齢者の保護と介護のために、差し迫ったものとなっているといえる。他方、この連帯の必要とコントラストをなして、集団主義の一般的傾向においてますます個性の、さらには『孤独』の尊重への願望が強くなっているようである」[山口俊夫 2003: 1-2] と述べ、連帯が要求するものと個人が追及するものとの矛盾について日仏が同様に解決を迫られていることを示唆している。「連帯」の名のもとにくくられる関係が、誰かの犠牲によって成立する事態はたとえ、それが「新しい家族」と名づけられるような関係であっても存在し続けるのかもしれない。

また、ユーク・フルシロンは、家族の自由と平等は、連帯の犠牲の上になされていたのではないかと述べている。「個人は、自由でかつ平等であるから、個人の自由をより責任あるものにするために、連帯によって調整されることが欠くことのできない事柄であると言える」のであるから、家族を保護するには、家族をさまざまに定義づけ、規制しなければならない。しかし、そのことが家族である前に個人としての一人の人間にはどのような重みがあるのであろうか。フルシロンの述べるように、家族である

から連帯しなくてはならないという足かせがあるのであれば、そのことは、より自由な個人を求めることによって、放棄される可能性は十分にあるであろう。こうした可能性は、フランスにおける内縁関係、つまり、事実婚の数は、増加し、一方で婚姻の数は低迷していることがその証左であろう。

老親の介護の問題などの負担は、連帯の名の下に家族に強いられていたものが、徐々に国家へ移行していったものの、「共和国の建築物の壁に刻まれた博愛が資金難のために風化するように消えていくとき」[フルシロン 1993: 66] それは、強制的な家族連帯として今日、家族の負担として新たに出現している [メスユ 2003: 75-93]。

かつて、家族制度の中で個人がある程度自由に振舞えるようになった時代からやがて法が、自由であるはずの内縁関係でさえ、規定するようになった変化を考えれば、「共和国に委ねたと思っていたはずの」連帯をもう一度、個人が味わう時代もすぐそこに来ているのであろう。

### ③同性愛カップルにとってのパクス

同性愛カップルにとって十分な法的な保護が与えられていないにしろ、性別を問わず、このような法が成立したことはフランスの法制史にとっても社会にとっても大きな変化であり、評価できるであろう。もちろん不備もある。一つは、異性愛カップルが可能な婚姻とは異なること、また、そこから波及する問題であるのだが、子供を持つという選択についてである。

彼らを新しい家族の形と評価する場合が少なくないが、同居するカップルを婚姻に準じた法で保護したからといって、子供を持つことは異性愛カップルに限られていることに変わりはない。

たしかに、個人的に同棲していればいいではないかという議論があるが、しかし、婚姻の権利は異性愛カップルに限られ、彼らは社会的にさま



ざまな面で優遇されているとすれば、同性愛者の婚姻が認められないということは、同性愛者に対する差別なのである。これに関して風間は、「結婚している（異性・同性）」カップル以外に権利を保障すべきでない」と主張するのではなく、パートナーが同性であるというだけで排除されるべきではないと主張することは、異性間の法律婚以外にも権利の保障の領域を広げていく実践と矛盾するものではない。その延長線上に、あるいは同時に2者に閉じない関係を包括することを求めていくことは、実質的に婚姻関係の有無を権利保障の基準としなくなることである。このような質を同性カップルの公的承認を求める運動ができるなら、同性婚を求める運動と婚姻外の関係にも権利保障を求める運動とを対立させる必要はない」[風間孝 2003-1: 1] と述べている。

結局、パクスは、婚姻至上主義における同化と統合であり、異性愛のコンテクストで文明化される同性愛者カップルを表したのにとどまっている。そして、「同性婚の要求は、婚姻の定義が自然の反映ではなく、法を介して人為的に作り出されたものであり、生殖をとまなうとの理由で異性愛に優位性を付与する論理の恣意性を暴くものであるといえるだろう」[同: 41].

#### ④対幻想としてのパクス

また、ポストファミリーか、家族の補完的なあり方なのか、家族制度を揺るがす代替物か、結局、パクスが、「婚姻の代用 (succédané)」あるいは「第二の婚姻 (mariage bis)」なのではないか、という批判は常にある。そして「婚姻そのもの (le mariage)」とはいえなくても「ある種の婚姻 (un mariage)」とは言えるかもしれない。このように、パクスの登場によって、さまざまに家族の変容がささやかれているが、いずれにしても、婚姻、パクス、内縁関係という法で規定された三つの親密関係は、いずれも、対幻想というカップル神話の強化に役立っている。

同時に二つのパクスを結ぶことができないことが、排他的性関係を含意しているのではないかという解釈も存在しており、なぜ、自由なはずの内縁関係を二者に限定して規定するのかは、内縁やパクスが依拠した制度が婚姻という二者間の制度だからであろう。やはり、ここにも婚姻至上主義と同時に対幻想の強化の構造が見られる。

## 2. パクスの象徴闘争としての側面

### ①パクスは脱構築されているか

以上、パクスのいくつかの側面を見てきたが、それを選択する者たちの社会的戦略はいかなるものなのであろうか。新たに設定された Pacs のレベルでは、ホモ/ヘテロの脱構築が図られたことは評価できるが、パクスは婚姻に準拠してできたことが否めない以上、パクスとの比較では、その規定内容からして婚姻は神格化されることになる。パクスは、一つの獲得であるが、しかし、同性愛カップルが本当に望む権利は、自由に婚姻できることであるから、低空飛行のパクスは、婚姻と比して従属的なままである。西川によれば、「周縁は中心を通過するときのみ交信可能である」[西川祐子 2003: 8] のだから、異性愛しか認めない婚姻に依拠したパクスはカップルを法的に認めるという点において、中心である婚姻と交わることができる。婚姻があって初めてパクスは存在しうる依存的なものである。たとえば、異性愛にだけ、子どもを持つ権利があるということは、異性愛者カップルは、当事者もそれと意識しない間に、再生産可能性という獲得しうる権力の上に成立している。それは、異性愛カップルが一つの結合原理として機能し続けているからに他ならない。しかし、異性愛カップルにおいても「医療的介入」を受けなくては子を持つことができないことがある。であるなら、異性愛だけが子を持つことが普遍、自然であるとは言い切れない。このように、異性愛主義というのは、脆弱であるものの、パクスが事実上、異性愛カップルを基準とし、同性愛カップルの保護規定が不

十分である以上、脱構築しているとはいええないであろう。そして、親密関係を形成するときに、従来の家族を基準に考えてしまうため、この家族イデオロギーに外れている者たちにとって、パクスもやはり、制度として十全なものではない。パクスとは、家族や婚姻を脱構築する試み、すなわち、個々の持つ異質性にかかれるはずのものであるが、こうした試みは、家族や婚姻を支えるあり方として、むしろ、積極的に別格としての法律婚の構築を促しているのではないだろうか。

## ②自己決定という名の陥穽

このように見ていくと、パクスは、伝統的な階級闘争ではなく、ブルデューの言う象徴闘争つまり「アイデンティティ・ポリティクス」として相手の評価を変えさせる戦略を可能にする。「象徴的なものに焦点を当てた社会運動」としてゲイプライドについて言及しているブルデューは、それが、単なるゲイ・レズビアンにとっての闘争ではなく、社会のさまざまなマイノリティ（性的なもの、出自によるものなどを原因とした）に共通する差別の問題として浮かび上がらせる。

自らが原因ではなく、社会の諸条件が原因で「それを選べない」つまり、婚姻という形態を選択できない同性愛カップルなどは、少しでも自らの利益になるようにさまざまな実践「プラティック」を行う。パクスも、法としては不十分ながらこれによって現在の与えられた環境の中で優位な状況を作り出そうとしているのだ。

たとえば、ネオ・リベラリズムによってもたらされた福祉国家の解体つまり福祉の切り捨ては、路頭に迷わざるを得なくなった人間を大量に作り出したが、問題なのは、それが単なる「個人的な不幸」として「貧困」に見舞われたに過ぎないというレベルで語られることである。貧困は、社会に起因するのではなく、個人に起因するという考え方であり、このような考え方でいくと、個人の選択は、自己決定と自己責任という枠組みで語ら

れることになるのであるが、しかし、自由に選択できるようでいて自由に選択できないハビトゥスを私たちは持たされている。これにしたがって日常の多くのことを選択しているのであるとすれば、同性愛カップルは、パクスが選べるのではなく、パクスを結ぶか何もしないという選択肢しかなく、異性愛カップルにしても、同性愛カップルより法的婚姻という選択肢が一つ多く与えられているとはいえ、内縁関係が法的に規定された以上は、これまでと同様に振舞うわけにはいかなくなった。われわれの日常は、自由に放任されているかのように見えて、実は、その私的空間には、公的な要素が象徴的な形で入り込んできている。それゆえ、完全に個人の意志ややり方で日常のプラティックが選択されているのではなく、これまで見てきたように、その選択には一定のかせが存在するのである。権利要求の結果としての内縁の制度化であるが、しかし、一方では、自由であるはずの内縁を自らの手で囲い込んでしまう（あるいはブルデュー風にいえば、囲い込ませられる）という陥穽が待ち受けている。

### ③象徴的支配としてのパクス

しかし、パクスが存在する以上、パクスを結ぶ者は存在する。何らかの法的保護を望み、他に法的承認のない同性愛カップルならなおさらである。同性愛者のような社会的マイノリティは、こうした支配者の支配的なあり方に寄り添う形でしか彼らの要求を（決して十分にとはいえないが）通すことはできない。こうして、セクシュアリティが帰属する場を強調し、法制度という権力の傘下に入ることで、その権力の内容を内面化し、そうでない者を差別する。そして、これらの人々は一つの象徴闘争に勝利したのであり、こうして強者の側についた者が、やがて、加害者にとって代わるという構造が存在している。

一方で、政治としての婚姻制度は、親密な関係を、規定されたある範囲の中にくくることつまり、法的なコントロール下に置くことでその関係を

結ぶ当事者への権限を強化する。内縁関係ですら、法で規定されている。それは、権利の保護というより新しい囲い込みであり、さらに、カップル限定であることによって、その円から外れるものを生みだしてしまう。

パクスという選択肢がありながら、それを選択しないことは（異性愛カップルには、婚姻という選択肢もあるのであるが）、両者の関係を法のレベルに閉じ込め、自由な関係を作りにくくしてしまうことになるであろう。パクスという象徴は、内縁という個人的な関係を規定し、それは個人個人に対してだけではなく、社会的に親密な関係はこうあるべきものと雛形を示すことによってパクスを選択するカップル、選択しないカップル、あるいは、カップルでない者の間に溝を作り、社会全体で、家族の幻影を追わせながら象徴的な支配を行っているのである。

多数あるように見える選択肢の中で実は、国家が主導する親密関係は、その枠内にあるならば、それは保護を意味し、一方でそれ以外のあり方を不自由にするという両面を持つ。家族に模したパクスを導入することによって象徴としての家族制度、家族像は、むしろ強化されている。これまで、パクスがいかなるものであり、象徴闘争として機能しているかを見てきたが、今後、従来の法律婚やパクスがどのように選択されるか、あるいは、されないかによって、フランス社会における親族関係がいかに変化するのか、今後も考察を続けたい。

## 文 献

- 浅野素女『フランス家族事情』岩波書店、1995。  
Bourdieu, P., *La domination masculine*, Seuil 1998。  
Bourdieu, P., *Le sens pratique* Minuit 1980 = 今村仁司他訳『実践感覚 1.2』みすず書房、1988, 1990。  
Commaille, J., = 丸山茂他訳『家族の政治社会学』御茶の水書房、2002。  
Giddens, A., *The Transformation of Intimacy*, Polity Press 1992 = 松尾精文他訳『親密性の変容』而立書房、1995。

- Fulchiron, H., =松川正毅訳「現代フランス家族法における自由, 平等, 博愛」『ジュリスト』(1032号) 有斐閣, 1993. 10. 15.
- 林瑞枝「レポート'99 フランスのカップル法制の行方」『時の法令』(1595号) 1999.  
「レポート'00 フランスの『連帯の民事契約(パックス)法』」『時の法令』(1610号) 2000.
- 犬伏由子「フランスの家族」『変容する世界の家族 第七章』ナカニシヤ出版, 1999.
- Jestaz, P., =野村豊弘他訳「内縁を立法化するべきか——フランスのPACS法について」『ジュリスト』(1172号) 有斐閣, 200. 2. 15.
- 風間孝『家族社会学研究』第14巻第2号 家族社会学会, 2003. 1.  
「討論 親密圏の政治学」『“ポスト”フェミニズム』作品社, 2003.
- 小桧山ルイ『結婚の比較文化』頸草書房, 2001.
- 丸山茂「家族の変容と国家」『家族へのまなざし』弘文堂, 2001.  
「討論 親密圏の政治学」『“ポスト”フェミニズム』作品社, 2003.
- 松尾寿子「揺らぐカトリックの国フランスの家族観」『婦人公論』7月22日号 中央公論社, 2000.
- Mazeaud-Leveneur, S., =「個人主義と家族法」『ジュリスト』(1205号) 有斐閣, 2001. 7. 15.
- Messu, M., Quelle Solidarité pour quell vieillissement? =佐藤典子訳「いかに老い, いかに連帯するか」日仏社会学会編『高齢社会の生活の質』専修大学出版局, 2003.
- 日仏法学会『日本とフランスの家族観』(エレヌ・プワヴェールクレール, ベナバン, 山口俊夫講演録所収) 有斐閣, 2003.
- 仁平先麿「フランスの家族法」『法律時報』56-4, 1984.
- 日本労働研究機構欧州事務所『フランスの家族政策, 両立支援策及び出生率上昇の背景と要因』2003年2月.
- 二宮周平「80年代フランスにおける事実婚と私的生活の尊重」『比較法研究』50号, 1988.  
「八十年代フランスにおける事実婚と私生活の尊重」『立命館法学』五・六号, 1988.
- 西川祐子「特集にあたって」『思想』11月号 岩波書店, 2003.
- 高井裕之「同性結婚の拒否と州憲法上の平等原則」『ジュリスト』(1177号) 2000.
- 山口俊夫『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002.

註

- i 反対派の議員（国民議会 213 名，元老院 115 名）は，憲法院に違憲審査の申し立て（憲法違反の理由として立法手続きの違背，平等原則への違背，共和主義的婚姻の侵害，人間の尊厳の侵害，子ども・家族の保護に関する規定の無視，同棲者の権利侵害など）を行ったが，11 月 9 日に合憲判断が下され，11 月 15 日，シラク大統領の審署がなされた。
- ii 他国との比較は，厚生労働省『平成 12 年人口動態統計月報年計の概要』を参照のこと。
- iii この語には，純粋に法的な婚姻という意味合いのほかにあるいはそれとともに宗教的な（カトリック）神や教会にカップルが祝別され，承認されるという意味合いがある。特に，伝統的な社会では，宗教的な結婚というのは，そのまま共同体での承認という意味が強い。つまり，この語は，人によっては，法的にそのカップルが保護されるというだけの解釈ではない，ということを強調しておきたい。
- iv データは，Frémy, Dominique et Michèle *Quid* Editions Robert Laffont p. 1566, 林瑞枝「フランスの『連帯の民事制約（パックス）法』——カップルの地位」『時の法令』p. 67, 2000 年, 1610 号, 二宮周平「八十年代フランスにおける事実婚と私生活の尊重」『立命館法学』p. 971, 1988, 五・六号を参照した。
- v 医療保険，年金，税法上の扱いにおいて，アメリカでは，バーモント州で同性カップル (civil union) に通常の法律婚夫婦と同じ扱いをする州法が 2000 年 7 月に施行された。これら年金などの扱いにおいて同性結婚を拒否することが憲法違反であるとした同州の最高裁判決を受けて制定されたものである [高井裕之 2000: 223 ジュリスト 1177 号 同性結婚の拒否と州憲法上の平等原則]。しかし，フランス，特にパリでは，パリ市長自身がゲイであることを公言しているので同性愛者の生活を表立って非難することは少なくなったようである。
- vi パクス法案は，社会党の有力閣僚（雇用連帯大臣オブリ，司法大臣ギグーの社会党政府の二枚看板）を中心に「週 35 時間労働法」，「パリテ法（議会で女性に一定数の議席を保障するという憲法改正）」とともに，97 年のジョスパン政権の発足以来の目玉法案であり，国会内だけでなく，さまざまな場所で賛否両論が繰り広げられ，パクス議論は社会を二分した。1998 年の 6 月 20 日パリの「ゲイ・パレード」には，15 万人が参加し，一方，1999 年

1月31日の反パクス派が10万人規模の反対デモを行った。とはいえ、この問題を複雑にしているのは、保革の両陣営で賛否が単純に分かれているのではなく、保守派のローズリーヌ・バシュロが賛成派であるかと思えば、反対派の中心人物、ブタンは中道右派であったりと、政府内でもさまざまな立場があるからである。賛成派、反対派、両者でさまざまなデモンストレーションを行いながら、98年12月9日、修正法案が上程されて可決。しかし、元老院では、99年3月と5月の二回にわたって否決されるも、国民議会議会がこれを採択。両院協議会では合意にいたらず、99年10月13日に国民議会議会で単独議決となった。

- vii 共同生活者の問題は、たとえば、外国人がパートナーである場合、滞在許可が問題となるが、在日フランス人とのカップルについては、日本においては「滞在証明の評価のひとつ」に過ぎないといわれている。また、フランス本国において外国人とのカップルについては、滞在許可証の取得の要件となっているが、行政の運用しだいによっては取得できないこともある〔丸山茂2003: 169〕など非常に不確実である。
- viii パクス法の条文は、全15条からなり、一条から三条が民法典の改正、四条以下が社会保障法典・労働法典・租税法典などの改正に当てられている。民法典の改正にかかわる部分の抄訳は、『ジュリスト』2000. 2. 15号 (No. 1172) フィリップ・ジェスタッツ「内縁を立法化するべきか」pp. 102-3を参照のこと。
- ix ジェスタッツによれば、現在の政権はシラク大統領と元老院が保守、ジョスパン内閣と国民議会議会が革新という保革共存であり、また、現内閣が「社会党内閣」であるにもかかわらず、ミッテラン時代に国営化された企業の民営化、大企業の合併など自由主義的、競争主義的な政策を推進していることから、社会党内閣に対するこのような施策への批判をかわすために、パクスをはじめ、「パリテ法」、「週35時間労働法」など革新色の濃い法案を提出しているといわれている。